

森林組合からのお知らせ

苗木の注文を承ります

スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等の苗木の注文を承ります。来春に植栽を予定している方は、お早めにご連絡下さい。ご連絡をいただいた方に、苗木価格が決まり次第、注文用紙を送付いたします（二月頃予定）。

なお、樹種によっては品薄のためご希望に沿えない場合もあります。

◆木竹粉碎機（チップ）の貸出しについて

高崎市から委託を受け、木竹粉碎機（チップ）の貸出し（有料）を行っております。

利用（貸出し）の詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

◆利用できる事業

- ・高崎市内の地域団体等による、
- ・ぐんま緑の県民基金事業
- ・里山元気再生事業
- ・その他、管理責任者が特に認める事業

※営利目的の事業には利用できません。

目立て講習会開催のお知らせ

チェンソーや刈払機のご使用にあたり、刃の目立ては安全面と作業効率面で大変重要です。

今回、組合員様向けの目立て講習会を開催します。日常メンテナンス方法等もお問い合わせいただけます。普段お使いの機械をご持参のうえ、どうぞお気軽にご参加ください。

【日時】※雨天決行

令和三年十一月六日（土）

午前八時三〇分から正午まで

【場所】

烏川流域森林組合の倉庫前

（本組合事務所の裏手）

【講師】

本組合の森林整備課職員

【持ち物】

チェンソー・刈払機・工具

（丸ヤスリ、プラグレンチ等）。

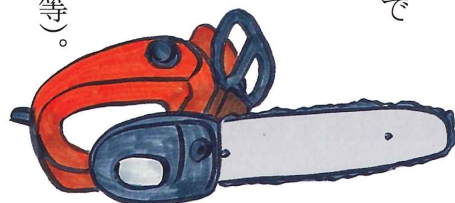
【服装】

作業のできる服、靴、手袋。

お持ちの方は防塵眼鏡。

【その他】

- ・目立て道具等の販売・注文も行います。
- ・感染症対策のため、マスク着用、健康状態チェック等にご協力をお願いします。



◆組合員資格の変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員情報（名義、住所、所有森林面積など）の変更が生じた場合は、森林組合への届け出が必要となります。

届出手続きの詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

◆立木の伐採申請

手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。

また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。※詳細は、森林組合にご相談ください。

●購買品の案内

刈払機用チップソー、ナタ、ノコ、熊ベルのほか各種林業資材を扱っています。

お気軽にお問い合わせください。

皆様の大切な森林を守ります

烏川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303

(TEL) 027-378-2030 (FAX) 027-378-2305

(URL) <http://karasugawa-shinrin.or.jp/>